

## 子の氏を変える(子を自分の戸籍に入れる)手続について

離婚届提出後、子は婚姻当時の戸籍に残ったまま（婚姻当時の氏のまま）になっています。子の氏を変えるためには、子を自分の戸籍に入れる（自分の氏に変更する）手続が必要になります。手続は以下のとおりです。

### 1. 子の氏変更の許可を受ける

手続場所 子の住所地管轄の家庭裁判所（見附市にお住まいの方は長岡の家庭裁判所になります）

申立人 子（満15歳未満は法定代理人）

手数料 子1人につき800円（収入印紙を購入する形になります。）  
若干の切手代も必要です。

#### 【持参するもの】

- |   |   |                                 |
|---|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子の戸籍謄本                           | } | どちらも <u>離婚の処理がされた後のもの</u> が必要です |
| <input type="checkbox"/> 親(自分)の戸籍謄本                       |   |                                 |
| <input type="checkbox"/> 子の住民票謄本（長岡の家庭裁判所で手続される方は必要ありません） |   |                                 |
| <input type="checkbox"/> 印鑑（申立人1人につき1個）                   |   |                                 |

※家庭裁判所で手続が完了すると、子の氏変更の許可審判書謄本が郵送されます。

### 2. 入籍届を提出する

手続場所 市町村の役場

申立人 子（満15歳未満は法定代理人）

#### 【持参するもの】

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 入籍届（届書は市区町村窓口にあります）          |
| <input type="checkbox"/> 子の氏変更の許可審判書謄本（家庭裁判所で交付されたもの） |